

令和3年 第4回 浜松市農業委員会総会議事録

1.開催日時 場所

令和3年4月15日(木) 午後1時30分 市役所 北館1階 101・102 会議室

2.委員の出欠 出席： 松澤崇 中島雅弥 松島好則 田中照明 原田博示 松尾康弘 横井利治
根木常次 内山進吾 岡本純 藤村猪三 高井孝平 後藤剛 小杉高史
森島倫生 鈴木英雄 水崎久司 井上保典 伊藤安子 小柳守弘

欠席： 袴田正保 袴田博子 鈴木要

3.出席した事務局職員

鈴木智久 木下穰 石川宗明 齋藤和也 松本行弘 縣弘之 奥山英洋 河村幸一郎
吉山和志 須藤晶子 富永幹人 青木善敬 池田真梨子 加茂真也 刑部智美
清水克(農林水産担当部長)

4.審議事項

- 第23号議案 農地法第3条の規定による許可について
- 第24号議案 農地法第4条の規定による許可について
- 第25号議案 事業計画変更承認申請について
- 第26号議案 農地法第5条の規定による許可について
- 第27号議案 相続税の納税猶予制度の免除手続(20年経過)に係る特例農地の利用状況の確認について
- 第28号議案 農用地利用集積計画の決定について
- 第29号議案 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について
- 第30号議案 令和3年度事業計画について

5.報告事項

- 報第26号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
- 報第27号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について
- 報第28号 事業計画変更届出について
- 報第29号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について
- 報第30号 農地法第5条の規定による許可申請承認について(5条許可競売)
- 報第31号 農地法第18条第6項の規定による通知について
- 報第32号 滞納処分による公売に係る農地等の現況報告について
- 報第33号 農地の地目変更登記に係る報告について

6.その他

議事の概要

局長 みなさん、こんにちは。本日はお忙しい中をお集まりいただきまして、ありがとうございます。開会に先立ちまして、4月1日付け人事異動により浜松市農業委員会事務局に配属された職員4名につきまして、自己紹介させていただきます。

(配属職員自己紹介)

次に、昇任しました職員を私から紹介させていただきます。

(昇任職員紹介)

そして、事務局内で異動のありました職員を私から紹介させていただきます。

(事務局内異動職員紹介)

以上、よろしくお願いいたします。

それでは、定刻になりましたので、只今から令和3年第4回浜松市農業委員会総会を開会いたします。

なお、本日の出席委員数ですが、23名のところ20名と過半数を超えておりますので、本会が成立しますことをご報告申し上げます。欠席者は議席番号6番の袴田正保委員、議席番号10番の袴田博子委員、議席番号24番の鈴木要委員でございます。それでは、松島会長、ご挨拶に続いて開会宣言をお願いいたします。

会長 みなさん、こんにちは。第4回の総会ということで、お忙しい中お集まりいただきましてありがとうございます。今冒頭に報告があったように事務局の人事異動、職責の異動ということでありましたが、本当に私としても要となる局長が変わるということで、ちょっとドキッとしましたが、鈴木局長が補佐から上がっていただきまして、また木下グループ長が補佐という形で、本当に私としては大きな変更がなくよく知っている方が要になっていただいたということでちょっと安心しております。ぜひ、最近の農業の変化、本当にスピードが速くてついていくに大変なぐらいな昨今の状況でございますが、それに対応して事務局としてもやっていただきたいなど、そういうふうに思っておりますのでお願いしたいと思います。そこでですね、今言った農業のスピードの変化というところで少し気になる記事というか、話を聞きまして、さっそく事務局の局長に新しい仕事として指示をいたしまして、それは何かと申しますと、耕作放棄地の営農型発電の緩和という記事がありました。新聞等でしっかりした事はわかっておりませんので、またあとで報告いただきたいと思いますが、耕作放棄地の営農型発電、こちらが3月末の国会で通りまして、4月から施行で動き出すということで、何が一番心配で情報が欲しいかといいますと、耕作放棄地の営農型発電のときの、私たち農業委員会としてみると、一丁目一番地であった8割を収穫以上でやっていただきたいと、その8割をそこにかぎっては、どういう形か知りませんが緩和、という言葉はいいんですがほとんど撤去、なしにするんじゃないかという記事を私は確認いたしました。廃止化、私はそう感じたわけなんです、その件につきまして事務局のほうにもちょっとどうなってるのということを聞きましたが、やはり3月の末に国会を通過して4月の初めに施行ということで、しっかりとした情報というものが来ていない、伺った時点ではないということでありましたので、さっそく農業委員のみなさんにつきましても、そのあたりについて心配してくださっている方もいらっしゃるので、できるだけ情報を集めて、ある程度みなさまに報告、お示しをしたほうがス

ムーズな運営ができていくんじゃないかということで、さっそく事務局長のほうに指示をいたしまして、今日、総会の終わりのほうの報告でわかる範囲でいまいった件について報告があるのではないかと思いますので、またそのあたりをちょっと耳をすまして聞いていただきたいなどというふうに思っております。確かに私たち農業委員会もこれがいいとか悪いとかいうより、法律や制度でございますので、反対はできませんがやはりそのあたりの心配事もありますので、これからも注意していきたいなと思っております。そんなわけで、4月の新しい年度ということで、フレッシュな気持ちでまたやっていきたいなというふうに思っておりますので、みなさんよろしくお願ひしたいと思ひます。最後に補足でございますが、先月リモートということで、各会場に分かれてちょっとデジタル的にやっていただきました。これはずっとやるわけではございませんが、また何かあったときはやるということで一つの勉強というか手法としてやりました。結果的にはうまくいったと思ひますので、今後何かあったときにはやるということになっておりますので、そのときにはよろしくお願ひします。私もちょっとデジタルで、持参のパソコンでやってみましたですが、今日も次第の運営をパソコンに表示させています。何故かという、やはり当日の欠席者とかいろいろな時に紙だとすばやく印刷をしないとイケないのですが、デジタルであれば変更が簡単ということで、今後私に限りまして今後目の前にパソコンを置いて運営をしていくということをご了承願ひたいと思ひます。決してホームページで他のページを見ているわけではございませんので、そのあたりも含めてよろしくお願ひしたいなど、そういうふうに思ひますので、よろしくお願ひします。それでは着席させていただきます。

それでは、只今から、令和3年第4回浜松市農業委員会総会を開会いたします。

局長 ありがとうございます。

それでは、ここからの進行は議長として松島会長にお願ひいたします。

議長 それでは、議事録署名人を私から指名させていただいてご異議ございませんか。

(異議なし)

それでは、議席番号5番の原田博示委員、議席番号7番の松尾康弘委員にお願ひいたします。

それでは、議事に入ります。第23号議案「農地法第3条の規定による許可について」を上程いたします。事務局から、説明をお願ひいたします。

木下 それでは、お手元の議案1ページをご覧ください。

(議案の表紙を読み上げる)

担当者から説明いたします。

吉山 今月の申請案件は、地区「笠井」、整理番号56番外14件でございます。申請の内訳でございますが、所有権移転の売買に係る案件が9件、贈与に係る案件が2件、賃貸借に係る案件が4件でございます。

それでは、整理番号に丸を付した案件について、説明いたします。

議案1ページ、地区「神久呂」、整理番号58番は売買に係る案件でございます。譲受人は[]の農地所有適格法人、[]でございます。[]は、西区大久保町、伊左地町、雄踏町山崎でホウレン草、葱を耕作している法人で、この度、営農地に近い申請地を購入し、規模拡大を図るため申請にいたったものでございます。申請地は

西区西山町の畑 2 筆で、農地取得後はホウレン草、葱を作付けしていく計画でございます。

続きまして、議案 2 ページ、地区「細江」、整理番号 65 番は売買に係る案件でございます。譲受人は、北区根洗町、三幸町でネギを耕作している ████████ さん、70 歳でございます。この度、営農地に近い申請地を取得し、規模拡大を図りたく申請にいたったものでございます。申請地は、北区細江町中川の畑 1 筆で、農地取得後はネギを作付けしていく計画でございます。

続きまして、議案 2 ページ、地区「三ヶ日」、整理番号 66 番は売買に係る案件でございます。譲受人は、北区三ヶ日町でみかんを耕作している ████████ さん、49 歳でございます。この度、営農地に隣接する申請地を取得し、規模拡大を図りたく申請にいたったものでございます。申請地は、北区三ヶ日町宇志の畑 3 筆で、農地取得後はみかんを作付けしていく計画でございます。

説明は以上でございます。

議 長 それでは、事務局の説明に続いて、調査会の協議結果についてのご報告をお願いいたします。

最初に、中ノ町・笠井地区調査会の分を私からご報告申し上げます。

中ノ町・笠井地区調査会で協議した結果、特に問題はございませんでした。

続いて、入野・神久呂・雄踏地区調査会の原田委員からお願いします。

原田委員 入野・神久呂・雄踏地区調査会で協議した結果、問題ありませんでした。

議 長 続いて、庄内地区調査会の松尾委員からお願いします。

松尾委員 庄内地区調査会で協議した結果、問題ありませんでした。

議 長 続いて、新津・可美地区調査会の根木委員からお願いします。

根木委員 新津・可美地区調査会で協議した結果、問題ありませんでした。

議 長 続いて、三方原地区調査会の内山委員からお願いします。

内山委員 三方原地区調査会で協議した結果、問題ありませんでした。

議 長 続いて、細江地区調査会の藤村委員からお願いします。

藤村委員 細江地区調査会で協議した結果、問題ありませんでした。

議 長 続いて、三ヶ日地区調査会の後藤委員からお願いします。

後藤委員 三ヶ日地区調査会で協議した結果、問題ありませんでした。

議 長 最後に、中瀬・赤佐・亀玉地区調査会の森島委員からお願いします。

森島委員 中瀬・赤佐・亀玉地区調査会で協議した結果、問題はありませんでした。ただ、70 番については、今日までに改めて、耕作の状況をきちっとしてくださいという連絡はさせていただいたうえで、問題なしということにいたします。

議 長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。只今の事務局説明、地区担当委員からの説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

(質疑応答なし)

議 長 よろしいですか。それでは採決いたします。第 23 号議案「農地法第 3 条の規定による許可について」は、原案どおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なし)

異議ないものと認め承認することといたします。

議 長 次に、第24号議案「農地法第4条の規定による許可について」を上程いたします。事務局から、説明をお願いします。

木 下 お手元の議案5ページをご覧ください。

(議案の表紙を読み上げる)

担当者から説明いたします。

吉 山 今月の申請案件は、地区「長上」、整理番号20番外3件でございます。転用目的別の内訳は、自己用住宅関連が2件、駐車場関連が2件でございます。農地区分別の内訳は、第1種農地が1件、第3種農地が3件でございます。なお、是正案件は整理番号20番、21番の2件でございます。また、駐車場の申請につきまして、その申請地が経済産業省による再生可能エネルギー発電事業計画の認定を、受けていないことを確認しております。

説明は以上でございます。

議 長 それでは、事務局の説明に続いて、調査会の協議結果についてのご報告をお願いします。始めに、蒲・和田・長上地区調査会の中島委員からお願いします。

中島委員 蒲・和田・長上地区調査会で協議した結果、問題ありませんでした。

議 長 続いて、中ノ町・笠井地区調査会の分を私からご報告申し上げます。

中ノ町・笠井地区調査会で協議した結果、問題ありませんでした。

最後に、積志地区調査会の田中委員からお願いします。

田中委員 積志地区調査会で協議した結果、問題ありませんでした。

議 長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。只今の事務局説明、地区担当委員からの説明について発言のある方は挙手をお願いします。

(質疑応答なし)

議 長 よろしいですか。それでは採決いたします。第24号議案「農地法第4条の規定による許可について」は、原案どおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議 長 異議ないものと認め承認することといたします。

次に、第25号議案「事業計画変更承認申請について」を上程いたします。事務局から、説明をお願いします。

木 下 議案7ページをご覧ください。

(議案の表紙を読み上げる)

担当者から説明いたします。

吉 山 農地法第4条または、第5条の転用許可を受けた者は、事業計画に従い、速やかに事業を行うこととされていますが、許可を受けた後、やむを得ずその事業計画を変更しようとする場合は、許可権者が事業計画の変更承認をすることができるとされており。今月の申請は、当初の計画を全て変更する「全部承継」が1件、許可期間を延長する「目的変更」が2件でございます。

議案7ページ、地区「神久呂」、整理番号5番について説明いたします。申請人は、当初の転用事業者である■■■■さん、承継者である■■■■でございます。申請に至った経緯

でございますが、当初の転用事業者は、██████年 ████月 ████日に農地法第5条の許可を受け、店舗併用住宅を建築予定でしたが、資金調達が困難になり、着工しないまま現在に至っております。承継者である██████さんは現在、北区初生町のアパートに居住しており、申請地に自己用住宅の建築を計画したものです。申請地である西区神原町の畑は、神久呂協働センターの北東約██████mに位置する農地でございます。農地区分は、街区の面積に占める宅地の面積の割合が40%を超えているため、第3種農地に該当すると判断いたしました。転用計画は、申請地に84.56㎡の自己用住宅を建築するもので、配置計画から見て転用面積は適当と認められます。当初の許可目的の達成が困難になったことが、転用事業者の故意又は重大な過失によるものではないと認められること、排水計画は問題なく、転用行為により土砂の流出・崩壊の恐れもないこと、資金計画の見込みもあることから、転用許可基準を満たすものと判断されます。なお、事業計画変更後の5条申請につきまして、議案11ページ整理番号208番にて申請がされておりますので、そちらでの審議も併せてお願いいたします。

続きまして、議案8ページ、整理番号6番、7番について説明いたします。申請人は、当初の転用事業者である██████です。申請地は館山寺スマートインターチェンジの南西約██████mに位置する農地です。申請に至った経緯ですが、当初の事業計画では、申請地近隣のスマートインターチェンジ関連工事のため仮設事務所、資材置場・駐車場として、令和2年10月から令和3年4月まで一時的に転用する計画でした。その後、浜松市より追加工事の発注があり工事期間が延長されたため、令和3年11月末まで8ヶ月間の期間延長を申請するものです。当初の許可目的達成が困難になった事が、転用事業者の故意または重大な過失によるものではないと認められること、排水について、雨水は自然浸透させる計画であること、隣接農地との境界には見切りを設置する計画となっていること、資金計画の見込みがあることから転用許可基準を満たすものと判断いたします。

説明は以上でございます。

- 議 長 只今、事務局から説明がありました。何かご意見、ご質問はございませんか。
- 森島委員 はい。会長
- 議 長 はい。森島委員。
- 森島委員 もうちょっと教えてもらいたいのですが、整理番号5番ですが、██████さんというかたが申請されて、店舗、住宅、物置と、██████が自己用住宅を、ということですが、██████年 ████月に申請したのは別の人なんでしょうか。
- 吉 山 ████████年 ████月に申請したのが██████さんになります。
- 森島委員 そうすると、上の段は変更ではないかと思うのですが。
- 吉 山 こちらの議案のほう見ていただいて、申請人██████さんの前の変更の前後という形で書いてありますが、変更前が██████さん、変更後が██████さんという形になります。
- 森島委員 つまり上の段、下の段が前後ということでしょうか。
- 吉 山 そういことになります。
- 森島委員 そうしますと面積が違うのはどうしてでしょうか。
- 吉 山 面積につきましては、一番右側の転用事情のところに記載していますが、昭和55年3月31日の分筆により地籍減少となっております。

森島委員 はい、わかりました。ありがとうございました。

議 長 その他ございますでしょうか。

それでは、ご意見等もないようですので、第 25 号議案「事業計画変更承認申請について」は、原案どおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議 長 異議ないものと認め承認することといたします。

次に、第 26 号議案「農地法第 5 条の規定による許可について」を上程いたします。事務局から、説明をお願いいたします。

木 下 議案 9 ページをご覧ください。

(議案の表紙を読み上げる)

担当者から説明いたします。

吉 山 今月の申請案件は、地区「長上」、整理番号 194 番外 42 件でございます。転用目的別の内訳につきましては、自己用・共同住宅関連が 30 件、事業用の建物関連が 1 件、駐車場、資材置場等事業用のその他施設への転用が 5 件、一時転用が 4 件、太陽光発電が 2 件、営農型太陽光発電が 1 件でございます。

また、農地区別の内訳につきましては、農用地区域内農地が 4 件、第 1 種農地が 1 件、第 2 種農地が 6 件、第 3 種農地が 32 件でございます。

なお、是正案件は整理番号 196 番、197 番の 2 件でございます。

また、駐車場や資材置場等の建築行為を伴わない申請につきまして、その申請地が経済産業省による再生可能エネルギー発電事業計画の認定を受けていないことを確認しております。

それでは、整理番号に丸を付した案件について、説明いたしますが、委員該当案件がありますので、よろしく願いいたします。

議 長 それでは、委員該当案件を先に審議いたしますので、 委員はご退室をお願いします。

(委員退室)

吉 山 それでは、委員該当案件についてご説明いたします。

議案 14 ページ、地区「浜名」、整理番号 230 番をお願いします。

浜北区平口の畑、面積 337 m²について、自己用住宅を建築したいという申請でございます。申請者は、浜北区内野にお住まいの です。 さんは現在借家住まいですが、居住スペースが手狭となったことから、申請に及んだものでございます。申請地は、静岡県立浜北西高校の東約 m に位置する農地です。申請地の農地区分につきましては、市街地の区域に近接する区域内にある農地の区域で、その規模が概ね 10ha 未満であることから、第 2 種農地に該当すると判断いたしました。事業計画は、86.12 m²の住宅を建築するもので、配置計画から見て、転用規模は適当と思われます。排水計画は、汚水・雑排水は合併浄化槽、雨水については道路側溝へ放流し、申請地の周囲には見切り壁を設置する計画であることから、周辺農地の営農に支障を及ぼすものではないと判断いたします。また、資金計画の見込みもあることから、転用の現実性も認められるものであります。申請地の選定の際に代替地の検討もなされていることを踏まえると、立地基準、一般基準ともに満たすものであり、許可相当であると考えます。

委員該当案件の説明は以上でございます。

議 長 それでは、事務局の説明に続いて、調査会の協議結果について私からご報告申し上げます。

浜名・北浜地区調査会で協議した結果、問題ありませんでしたという報告を受けております。

只今の事務局説明、調査会の報告について、発言のある方は挙手願います。

(質疑応答なし)

議 長 それでは、ご意見等もないようですので、第 26 号議案「農地法第 5 条の規定による許可について」のうち、只今の委員該当案件につきましては、原案どおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議 長 異議ないものと認め承認することといたします。それでは、 委員はご入室をお願いします。

(委員入室)

議 長 それでは、引き続き事務局から説明をお願いします。

吉 山 議案 14 ページ、地区「浜名」、整理番号 228 番、232 番をお願いします。

 の田 8 筆、4,644 m²について、駐車場を設けたいという申請でございます。申請者は、 にある医療法人です。このたび検診センターの利用者が多くなり駐車場が不足しているため、新たに駐車場を設けるべく申請に至ったものでございます。申請地は、浜北区役所の西約 km に位置する農地です。申請地の農地区分につきましては、市街地の区域に近接する区域内にある農地の区域で、その規模が概ね 10ha 未満であることから、第 2 種農地に該当すると判断いたしました。事業計画は、141 台収容の駐車場、緑地を設置する計画であり、配置計画からみて、転用面積は適当と思われます。排水計画は、敷地内側溝を経て排水路へ放流する計画であることから、周辺農地の営農に支障を及ぼすものではないと判断いたします。また、「浜松市土地利用事業の適正化に関する指導要綱」に基づく事業承認を受けていること、資金計画の見込みもあることから、転用の確実性も認められるものであります。以上のことから、立地基準、一般基準ともに満たすものであり、許可相当であると考えます。

続きまして、議案 15 ページ、地区「北浜」、整理番号 235 番をお願いします。

浜北区八幡、永島の田畑 32 筆、9,533 m²について、砂利採取をしたいという申請でございます。申請者は、 に本社を置き、 を営む法人です。この度、良質の砂利採取が期待できる本申請地を、陸砂利の採取場として使用したく、許可日から 2 年間の一時転用申請に至ったものでございます。申請地は、浜松市立北浜東部中学校の北東約 m に位置する農地です。申請地は農用地区域内の農地ですが、不許可の例外規定である 3 年以内の一時転用に該当いたします。本事業は、1:1.5 の安定勾配で掘削し、掘削面積 6,796.92 m²、最大掘削深 10m、総掘削量は 40,768 m³を予定しております。工事期間中は、5m の保安距離を確保し表土の流出を防ぐこと、外周には防護柵、鍵付きの門扉などの設置により近隣への安全対策が図られること、工事完了後は良質な山土、建設発生土及び表土の埋め戻しにより、優良な農地へ復元し、水稻、飼料用作物を作付けする旨の耕作管理計画書が添付されていること、また、砂利採取事業事前審査意見書の措置報告書の提出を受けていること、地元自治会

との協議が完了していることから、周辺への影響は軽微と思われ、許可相当であると考えます。
説明は以上でございます。

議 長 それでは、事務局の説明に続いて、調査会の協議結果についてのご報告をお願いいたします。

始めに、蒲・和田・長上地区調査会の中島委員からお願いします。

中島委員 蒲・和田・長上地区調査会で協議をした結果、問題はありませんでした。

議 長 続いて、中ノ町・笠井地区調査会の協議結果について私からご報告申し上げます。

中ノ町・笠井地区調査会で協議した結果、問題はありませんでした。

続いて、積志地区調査会の田中委員からお願いします。

田中委員 積志地区調査会で協議した結果、問題はありませんでした。

議 長 続いて、入野・神久呂・雄踏地区調査会の原田委員からお願いします。

原田委員 入野・神久呂・雄踏地区調査会で協議した結果、問題はありませんでした。

議 長 続いて、庄内地区調査会の松尾委員からお願いします。

松尾委員 庄内地区調査会で協議した結果、問題はありませんでした。

議 長 続いて、河輪・五島・白脇地区調査会の協議結果について私からご報告申し上げます。

河輪・五島・白脇地区調査会で協議した結果、問題はありませんでしたとの報告を受けております。

続いて、新津・可美地区調査会の根木委員からお願いします。

根木委員 新津・可美地区調査会で協議した結果、問題はありませんでした。

議 長 続いて、三方原地区調査会の内山委員からお願いします。

内山委員 三方原地区調査会で協議した結果、問題はありませんでした。

議 長 続いて、細江地区調査会の藤村委員からお願いします。

藤村委員 細江地区調査会で協議した結果、問題はありませんでした。

議 長 続いて、三ヶ日地区調査会の後藤委員からお願いします。

後藤委員 三ヶ日地区調査会で協議した結果、問題はありませんでした。

議 長 続いて、浜名・北浜地区調査会の小杉委員からお願いします。

小杉委員 浜名・北浜地区調査会で協議した結果、問題はありませんでした。それと、先ほど事務局のほうから説明がありましたように、 、地元では一緒なんですけれども、その中で呼び出し案件がここと砂利と両方あったんですけれども、 のほうは、いままでもいくつかよくここに申請が出されて、本当に計画性がないということで、前地区農業委員からもずっと引き継ぎのときに言われていて、そのときにも何回かあったんですけれども、ほぼこれで のほうは終了したと、もちろん場所的に駐車場の南側なんですけれども、真ん中に、病院の駐車場と病棟の間に田んぼがあるんですけれども、そこは本当は駐車場にどうしても利用していきたいということなんですけれども地主さんがだめと言っているんで、そこはもう半分あきらめているようで、これからはないよということをいっていただきました。同時に、砂利のほうは埋めて最後仕上がりにしたときに、農業委員会としても、県からいろんなところから見ることもあるかとおもいます。ほかの業者はそういうのを取り付けたんですけれども、この会社はまだ会社に行って検討するとのことはいわれましたが、ごり押しで他の業者は全部やってるんで、おたくの会社もち

やんと同じようにこれからはそういうのを見させてくださいと確約をつけてきました。以上でございます。

議長 最後に、中瀬・赤佐・亀玉地区調査会の森島委員からお願いします。

森島委員 中瀬・赤佐・亀玉地区調査会で協議した結果、問題はありませんでした。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。只今の事務局説明、地区担当委員からの説明について発言のある方は挙手をお願いします。

森島委員 はい。

議長 はい。森島委員

森島委員 今小杉委員からお話のあった[]の件です。浜北ではもうある意味札付きと
いいですか、ずっとこういうやりかたをやってきた、駐車場にしては転用して、あの後はどうな
っているのか事務局が把握していれば教えてもらいたいです。駐車場としてずっとつかっている
のかどうなのかについて。

富永 浜北グループの富永です。[]の駐車場ですけれども、一番初めの駐車場が[]
[]の道を挟んだ北側に出ました。今問題となっている案件の駐車場に除外転用したのちに建
物が建ったということでございます。建物が建ったときにさらに北側にその分の駐車場を増やす
ということを増やしています。そこまでが一つの今までの流れということで、その建物が建った北
側の駐車場に関しては現在も[]の駐車場として利用している状況です。それにプラス
でまた今回駐車場を拡張するという計画でございます。

小杉委員 []といっても、このいわゆる病院関係と学校関係とあるものですから、極端な話、パレ
ーコートをやるといっていつのまにか看護師さんの寮みたいのを作ったり、そういうこともあった
もんですから、駐車場を作っていつのまにか今度は建物、こういう施設を作りたいというふうにし
てるもんですから、来るたびにそういうこと言うんですけども、作ることに對してそこまできち
っと言えるかというのが問題で、今回こういうふうに至っております。

森島委員 小杉委員から先ほどお話がありましたように、計画性の問題だと思います。やはり我々は駐
車場として許可してるわけですよ。以前駐車場として許可したところに太陽光発電の施設が設
置されたケースがありますが、農業委員会が協議、審議をして、駐車場として農地が利用され
ていくことに周辺の農地、農業生産の問題が発生しないということで許可しているわけです。と
ころがそういう条件であるにもかかわらず、どんどん建物が建っていくという、これは僕は法律の
抜け道だと思いますが、そうすると農業委員の業務を見ている周辺の農家の人たちからみれ
ば、駐車場なので日照の問題も発生しない、害虫の発生も心配しなくていいということがあ
って、見ていた人たちからすれば、あれいつのまにか建物が建ってしまった、どうやら日照権の
問題というのは法律上大きな問題にしにくいみたいで、やられちゃったら周辺の農地はもう泣き
寝入りせざるをえないみたいな話を聞くので、そういう意味で農業振興をする立場からすると計
画性をもってくださいという話を、どこかでしていかないとこういうことをずるずるとされることに関
しては、同じ隣り合いの案件ですが、忸怩たるものがあるということです。これはどこかでなんら
かの解決方法を探らなければいけないというふうに思います。それからそのあとの砂利採取の
問題ですが、これは会長がよくおっしゃることですが、あらためて聞きますが、田んぼはこの後
誰がつくるのかという話をしたのかということ。もう一つは飼料作物。飼料作物という大体牛を

飼っているということが多いと思いますが、誰なのかと思います。そのあたりの話がぜひ事務局のみなさま方には認識の中に入れておいてもらえればと、会長がよくおっしゃることなので、そういうところが今度の砂利採取の問題についていうならば、議論の必要がある、あるいはあった、今後生かしていかなければならないことではないかと思います。以上です。

小杉委員 砂利をとった後のいわゆる飼料については、私たちもちゃんと質問しました。田んぼは誰が作ってるのか、また地主の 10 何人が作るのかと。そうじゃないです、私たちはちゃんと大規模農家さんにだんだんお願いして、まだ 100 パーセントじゃないのでそこまではいってないんですけれども、だいたい決まっているようで、牧草のほうも中瀬の牛の酪農家さんで、竜南の大規模稲作農家さんも作るそうです。まだ 100 パーセントではなくどのようにお願いするかたが代わっていかかわからるのでその資料は添付されていませんが、ということはおっしゃっていました。べつの大規模稲作農家さんになるかもしれないので、ということをつけ加えておきます。

森島委員 会長がおっしゃっているようなことで進んでいるのだらうと思います。これは結構なことだというふうに思います。大変だけど草刈りもやらないといけないと思います。

議長 その他ございますでしょうか。

(意見なし)

議長 それでは採決いたします。第 26 号議案「農地法第 5 条の規定による許可について」につきましては、原案どおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長 異議ないものと認め承認することといたします。

次に、第 27 号議案「相続税の納税猶予制度の免除手続(20 年経過)に係る特例農地等の利用状況の確認について」を上程いたします。事務局から、説明をお願いします。

木下 議案 17 ページをご覧ください。

(議案の表紙を読み上げる)

担当者から説明いたします。

吉山 相続税の納税猶予の特例の適用から 20 年経過することによる相続税の免除手続きに伴い、納税猶予の適用を受けている農地等の利用状況について税務署へ報告するため、皆さまにご審議いただくものです。

今月は、地区「芳川・飯田」、整理番号 3 番、1 件でございます。被相続人は、XXXXXXXXXXに亡くなられた、XXXXXXXXXXさん。相続人は、南区大塚町にお住いの、子のXXXXXXXXXXさん、76 歳です。申請地は南区老間町XXXXXX、大塚町XXXXXX、外 17 筆で、特例農地の面積は、申告時は 12,126 m²でしたが、平成 18 年 6 月、一部確定により 46.66 m²の減となり、現在は 12,079.34 m²となっております。現地調査をした結果、水稲、海老芋、ねぎ等が耕作され、農地の管理が行われていましたので、その旨を税務署へ報告いたします。

説明は以上でございます。

議長 只今、事務局からの説明がありました。何かご意見、ご質問はございませんか。

(質疑応答なし)

議長 それでは、ご意見等もないようですので、第 27 号議案「相続税の納税猶予制度の免除手続(20 年経過)に係る特例農地等の利用状況の確認について」は、原案どおり承認することにご

異議ございませんか。

(異議なし)

議 長 異議ないものと認め、承認することいたします。

次に、第 28 号議案「農用地利用集積計画の決定について」を上程いたします。事務局から、説明をお願いします。

木 下 議案 19 ページをご覧ください。

(議案の表紙を読み上げる)

担当者から説明いたします。

刑 部 それでは、別添資料の別冊 1 をご覧ください。令和 3 年度第 1 回浜松市農用地利用集積計画(案)でございます。公告予定は令和 3 年 4 月 20 日となります。2 枚めくって頂きまして、「農用地利用集積 利用権等設定内訳表」をご覧ください。合計 362 筆、234, 968. 08 m²の内訳でございます。今月は、笠井地区での 1 筆をはじめとして、計 21 地区での利用権設定を予定しております。その次の 1 ページから相対契約及び中間管理事業における利用権設定明細を掲載しております。

それでは、新規就農に関するものについて抜粋してご説明いたします。

1 ページの 1 番、9 ページの 1 番、2 番をご覧ください。新規就農の [] さんです。認定農業者の [] で農業を学び、今回の申請に至りました。南区法枝町 [] 外 2 筆、計 1, 936 m²を借り受け、玉葱の栽培を予定しております。

次に、1 ページの 2 番から 7 番をご覧ください。[] です。西区湖東町の [] さんのもとで 3 年間農業を学び、今回の申請に至りました。西区和光町 [] ほか 5 筆の畑、計 10, 466 m²を借り受けて大根、トウモロコシ、キャベツ、里芋の栽培を予定しております。

次に、11 ページ 1 番から 16 ページ 76 番、27 ページから 29 ページをご覧ください。農地中間管理事業による静岡県農業振興公社に対する利用権設定が 111 筆ございます。農地中間管理事業は、農地所有者から中間管理機構である県の農業振興公社が利用権設定により農地を借り受け、公社から農業者への転貸については、農用地利用配分計画書を公社が県知事に申請し、県知事の認可を受けることにより転貸が成立するもので、備考欄に配分予定先を記載してあります。以上の計画の内容は、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしています。

説明は以上でございます。

議 長 只今、事務局から説明がありましたが、何かご意見、ご質問はございませんか。

森島委員 はい。

議 長 はい。森島委員。

森島委員 基本的なことなんです、中間管理機構の仕事の窓口、受付業務はどこでしょうか。

河 村 農地集積グループの河村です。中間管理事業の事務に関しましては、我々農地利用課・農業委員会事務局でおこなっています。

森島委員 農協との連携は何かありますか。

河 村 地区によりけりなんですけれども、地区によっては農協さんと農地利用課・農業委員会事務

局で協力してやっています。農協さんが入っていない地区については農地利用課・農業委員会事務局だけでやらしていただいています。

森島委員　　なんでかという、あとで話をしますが、貸借、貸し借りの話で案件に引っかかっておりまして、話をした農家の人からいわれたのですが、「農協に言っている」というような話をされます。「農協に言っている」という話のみこめなくて、農協は以前は農地の貸し借りに関わっていた時代があって、その時代のことを理解されて言っているのかどうかよくわからないのですが、農協に言っているという話になるので、このことを言っているのか想像でしかありませんが、例えば浜北については連携をとるといったことはありますか。

河 村　　浜北については、浜北区内の水田の貸し借りについては中間管理事業をメインに農協さんと貸し借りをしています。それ以外の畑や樹園地に関しましては中間管理事業でしか扱っていないので、地主さんと耕作者さんの直接の契約、ここでいうと相対契約という形になっています。そのサポートを、場合によっては農協さんが書類の作成のサポートをする場合もあります。

森島委員　　ありがとうございました。

議 長　　その他ございますでしょうか。

（ 質疑応答なし ）

議 長　　それでは、ご意見等もないようですので、第 28 号議案「農用地利用集積計画の決定について」は、原案どおり承認することにご異議ございませんか。

（ 異議なし ）

議 長　　異議ないものと認め承認することといたします。

次に、第 29 号議案「生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について」を上程いたします。

事務局から説明をお願いします。

木 下　　議案 21 ページをご覧ください。

（ 議案の表紙を読み上げる ）

担当者から説明いたします。

齋 藤　　今回の案件は、地区「三ヶ日」、整理番号 1 番の 1 件です。申出地は、市立三ヶ日東小学校の南西約 ■■■m にある果樹園の一角に位置する畑 2 筆、504 m²でございます。■■■年 ■■■月 ■■■日に生産緑地地区の指定を受け果樹園として管理していましたが、主たる農業従事者であった■■■さんの死亡により、耕作管理が困難となったことから、申出地を相続した■■■さんが、この度買い取り申し出を行うこととなりました。3 月 23 日に証明願が農業委員会に提出されましたので「浜松市農業委員会 生産緑地法に係る買い取り申し出に伴う 農業の主たる従事者等の証明事務処理要領」に基づき、4 月 7 日に現地調査を行い、事実を確認いたしました。説明は以上でございます。

議 長　　只今、事務局から説明がありましたが、何かご意見、ご質問はございませんか。

（ 質疑応答なし ）

議 長　　それでは、ご意見等もないようですので、第 29 号議案「生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について」は、原案どおり承認することにご異議ございませんか。

（ 異議なし ）

議 長 異議ないものと認め承認することといたします。

次に、第 30 号議案「令和 3 年度事業計画について」を上程いたします。事務局から、説明をお願いします。

木 下 議案 23 ページをご覧ください。

(議案の表紙を読み上げる)

担当者から説明いたします。

齋 藤 それでは説明いたします。この議案で使用する資料は別冊 2 でございます。お手元にあるかご確認願います。令和 3 年度の実業計画(案)を説明いたします。ご承認いただければ、この事業計画に沿って事業を進めてまいります。本文中、波線が引いてある箇所が昨年度からの変更箇所でございますのでそこを中心に説明いたします。

1「会議・研修会等の開催」については、(1)総会の④、農地利用最適化推進委員の委嘱についての審議を 5 月に行います。⑨農業委員、推進委員の改選に伴い、3 年に 1 回見直しを行います農地等の利用の最適化の推進に関する指針の決定についての審議を 12 月に行います。(2)農業調査会、(3)農地銀行支店会議は昨年度と同様に開催いたします。2 ページにいきまして(4)農地利用最適化推進委員研修会は 3 回の実務研修会を開催いたします。

2 会議・研修会等への参加ですが、関係機関の開催する研修会等はその都度ご案内いたします。

3 事務処理業務及び指導事業の(2)農地利用最適化推進活動の 3 点目、昨年度は人・農地プランの実質化にむけて地域の話し合いを行いました。今年度は実質化した人・農地プランを充実させるため 23 地区において地域の話し合いを行い、今後の地域農業の方針等について検討していきます。

3 ページをご覧ください。4 農業委員・農地利用最適化推進委員の改選に係る事務事業についてですが、来期 7 月から農業委員、推進委員になれる方を対象に事前研修会を開催します。継続して委員になれる方も参加していただきます。密を避けるため、5 月 27 日に北区役所、28 日に浜北区役所と 2 回に分けて開催します。該当する方へは、本日付けで通知を発送しております。7 月 1 日に総会を開催し、会長、副会長を互選により決める他、農業委員任命書交付式を予定しています。推進委員は 7 月 1 日付け委嘱となります。

説明は以上でございます。

議 長 只今、事務局から説明がありましたが、何かご意見、ご質問はございませんか。

森島委員 会長。

議 長 はい。森島委員。

森島委員 せっかくの機会ですので、事業計画の進め方について今事務局から説明のあった、先月の議論よりももうちょっと具体化されたものが今日出てきたということだと思います。それで、こういうことかなと思うところですが、もうちょっと具体的な協議や議論が必要な形だと思っています。その一つは、調査会での報告が総会でされるわけですが、調査会で審議した結果問題ありませんでしたという報告がこの 3 年間続きました。議事録だけ見ると、農業委員さんは、問題のない案件を問題ないといっているだけというように見えます。そういう議事録になってしまっていると思います。どうやら実態はそうではなくて、各調査会の調査会長さんたちは、さまざまな形の

問題にぶつかりながら、事務局と相談したり知恵を出し合ったりて、解決して総会に臨んでいるということだというふうに会長に教えてもらって、そういう理解が私なりにできるようになったわけです。できるならば、そういう報告にすべきだというふうに思います。例えば、諸問題について、協議調整したと。その結果総会で報告して問題ないという形のようなもの、我々関わった、調整した、議論した、協議した、その結果なおった、なおったので総会に持ってきたということがわかるようにしないと、農業委員の人たちは何も努力していないように見えてしまう。はたから見るとですよ。そういう報告じゃなくしたほうがいいというのは、提案として提案しますので、ぜひ事務局の皆さんがたも含めてもうちょっと調査員、調査会長の苦勞がわかる議事録にしたいというふうに思います。

議 長 今の意見は提案ということで、また持ち帰りという形で、また後日報告させていただきます。よろしいですか。

森島委員 ありがとうございます。

議 長 その他ございますでしょうか。
(質疑応答なし)

議 長 それでは、ご意見等もないようですので、第 30 号議案「令和 3 年度事業計画について」は、原案どおり承認することにご異議ございませんか。
(異議なし)

議 長 次に、報告事項の第 26 号から第 33 号までを、事務局から報告をお願いいたします。

木 下 議案 25 ページをご覧ください。
(報告事項)

議 長 只今の報告事項につきましては、ご承知おき願いたいと思います。
それでは、その他として委員の皆様から、活動を通して何かありましたらお願いいたします。

森島委員 ・産業廃棄物のたい肥化について

議 長 その他ございますでしょうか。
(意見なし)

議 長 それでは、事務局から連絡事項がありましたら、お願いいたします。

齋 藤 (市要望に係る回答書について説明)

齋 藤 (「税制要望及び農地利用最適化施策に関する意見」一覧の配付について説明)

河 村 (人・農地プランについて説明)

縣 (営農型太陽光について説明)

縣 (令和 3 年度会議予定について説明)

木 下 令和 3 年 第 5 回 農業委員会総会
日時 令和 3 年 5 月 17 日(月) 午後 1 時 30 分から
場所 北区役所 3 階 31・32 会議室

議 長 それでは、以上で、本日の審議案件、報告事項につきましては終了いたしました。
長時間に亘り、ご熱心なご討議ありがとうございました。これをもちまして、第 4 回浜松市農業

委員会総会を閉会といたします。

閉会時間 午後 2 時 50 分

以上、議事の正確さを期すため署名する。

令和 3 年 5 月 17 日

会 長 松島 好則

委 員 原田 博示

委 員 松尾 康弘